

古事類苑

帝王部二十

皇后下 皇太后、太皇太后、皇太子
人女院准母准三宮

中宮皇后並立

〔職原抄上〕中宮職 中宮者卽皇后也、本朝並置二宮、太無其謂、

〔標注職原抄校本上〕中宮者卽皇后也とは、此は中宮の字を居所の稱とせずして、后位の事と
玄たるものなり、榮花月宴に、女御も后にたゞせ給て、中宮と申と云々、此外かくざまにいへる
詞いと多し、みな皇后と中宮とおなじきよしなり、されば上件に論るごとく、令條にては、中宮
は皇后の宮の事なり、漢書の注に、師古曰、中宮、皇后宮也、これなり、然るを後に、さき二人おは
しますより、一人を皇后といひ、今一人を別に稱すべき號なきまゝに、居所の名を用られたる
なり、

〔權記〕長保二年正月廿八日丙午早旦參內、此日藏人頭正光朝臣奉勅詣女御○藤原彰子御曹司傳之左
大臣道長藤原立后宣命日可令擇申之由、先日內内以此氣色可告大臣之由蒙勅命、然而申自院被傳
仰可有便宜之由上諾之、此事去冬之末、太后○昌子崩給以來、度々催奏其旨、當時所坐藤氏皇后東
三條院○圓融子皇太后宮○圓融子中宮○一條定子皆依出家、無勤氏祀職納之物可充神事也有其數、然而
入道之後不勤其事、雖帶后位、雖有納物、如戶祿素食之臣、徒費私用空資公物、論之朝政未有何益、度
度依怪所司ト申神事違例之由、疑慮所至、恐在如此之漸歟、永祚中有四后是漢哀亂代之例也、初立
之議雖有謗毀例致爰出准據無難歟、况當時所在二后也、今加其一令勤神事有何事哉、我朝神國也、